

○吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

令和2年3月31日規則第21号

吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(令和元年吹田市条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(産業廃棄物の保管の届出事項等)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、代表者の氏名(以下「氏名等」という。)
- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 保管を行う事業場の敷地(事業場の敷地と一体的に利用される土地を含む。以下同じ。)の所有者の氏名等
- (4) 次に掲げる事項を記載した産業廃棄物の保管に関する計画
 - ア 産業廃棄物の保管に関する事項
 - イ 産業廃棄物の搬入に関する事項
 - ウ 産業廃棄物の搬出に関する事項
- (5) 条例第8条の帳簿(以下「帳簿」という。)を備え付ける場所
- (6) 届出者が営む事業の種類
- (7) 届出者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者である場合にあつては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (8) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者である場合にあつては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (9) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあつては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (10) 産業廃棄物の保管を開始する日

2 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 保管を行う事業場の平面図及び付近見取図
- (2) 保管する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあつては、当該処分に係る計画並びに当該処分を行う施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 保管する産業廃棄物の荷重が直接周囲の囲いにかかる構造である場合にあつては、当該囲いが構造耐力上安全であることを示す計算書
- (5) 届出者が保管を行う事業場及び第3号に規定する施設の所有権又は使用する権限を有することを証する書類
- (6) 産業廃棄物の保管量に関する計算書
- (7) 産業廃棄物の処理に係る業務の全部又は一部を他人に委託する場合にあつては、当該委託契約に係る書類の写し
- (8) 帳簿を備え付ける場所を示す図面
(建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管に関する計画等の届出事項等)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、前条第1項各号に掲げる事項とする。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる書類
- (2) 保管を行う事業場の平面図
- (3) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあつては、届出者が当該処分を行う施設の所有権又は使用する権限を有することを証する書類

(変更等の届出)

第5条 条例第6条の届出は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事項に変更があつたとき又は保管をやめたときに、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管(変更・廃止)届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物事業場外保管届出事業者の氏名等
- (2) 変更の場合にあつては、その内容、理由及び年月日
- (3) 廃止の場合にあつては、その年月日

2 前項の届出書には、第3条第2項各号又は前条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類により証明すべき事実を他の書類によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 条例第6条の届出は、変更又は廃止の日の翌日から起算して10日を経過する日までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 条例第4条第1項の届出に係る事項の変更の届出(第3条第1項第2号及び第4号に掲げる事項に係るものに限る。) 変更の日の14日前

(2) [条例第5条第1項](#)の届出に係る事項の変更の届出(第3条第1項第2号及び第4号に掲げる事項に係るものに限る。) 変更の日の前日

(3) [条例第5条第1項](#)の届出に係る保管の廃止の届出 廃止の日の翌日から起算して30日を経過する日

(帳簿の記載事項等)

第6条 帳簿に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項

ア 搬入した年月日

イ 搬入した産業廃棄物の種類、数量及び発生場所

ウ 搬入のために使用した自動車の登録番号

エ 担当者の氏名

(2) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項

ア 搬出した年月日

イ 搬出した産業廃棄物の種類及び数量

ウ 搬出先の氏名又は名称及び住所又は所在地

エ 搬出のために使用した自動車の登録番号

オ 担当者の氏名

(3) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行った場合にあつては、当該産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項

ア 処分を行った年月日

イ 処分した産業廃棄物の種類及び数量

ウ 処分の方法

エ 担当者の氏名

(4) 搬入、搬出又は処分の業務の受託者に関する次に掲げる事項

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地

イ 受託者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあつては、許可番号

ウ 受託者に交付した廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の3第1項に規定する管理票の交付番号

(5) 搬入、搬出又は処分をした日における保管量

2 帳簿は、毎月末までに、前月中における前項各号に掲げる事項について、記載を終了していなければならない。

3 産業廃棄物事業場外保管届出事業者は、帳簿を1事業年度ごと区別して整理し、記載した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(保管場所の掲示板)

第7条 [条例第9条](#)の掲示板の設置は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものにより行わなければならない。

(1) 産業廃棄物事業場外保管届出事業者の氏名等

(2) 保管を行う事業場の所在地

(3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量

(4) 保管を行う事業場の敷地の所有者の氏名等

(5) 届出年月日

2 前項の掲示板は、法第12条第1項の規定による産業廃棄物の保管を行う者が設置すべき掲示板と並べて設置しなければならない。

(土地所有者等に対する指導)

第8条 [条例第15条第1項](#)の規定による指導は、講ずる措置の内容及び措置を求める理由を記載した書面を交付することにより行うものとする。

(産業廃棄物処分等施設に係る事業計画書の記載事項等)

第9条 [条例第18条第1項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [条例第18条第1項各号](#)に掲げる許可を受けようとする者の氏名等

(2) 産業廃棄物処分等施設の設置場所

(3) 産業廃棄物処分等施設の種別

(4) 産業廃棄物処分等施設において処理する産業廃棄物の種類

(5) 産業廃棄物の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である産業廃棄物処分等施設にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 生活環境の保全のための措置の内容

(7) その他市長が必要と認める事項

2 [条例第18条第2項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 産業廃棄物処分等施設及びこれに付随する設備の配置図

(2) 産業廃棄物処分等施設及びこれに付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(3) 産業廃棄物の最終処分場である産業廃棄物処分等施設にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

- (4) [条例第18条第1項第2号](#)に掲げる許可を受けようとする者が[同号](#)に定める産業廃棄物処分等施設(法第15条第1項の許可を要するものに限る。)を設置しようとする場合にあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について行った調査の結果を記載した書類及び図面。ただし、法第15条第3項ただし書に規定する場合には、当該書類を提出することを要しない。
 - (5) 産業廃棄物処分等施設の処理能力を明らかにする計算書([条例第18条第1項第1号](#)に定める産業廃棄物処分等施設にあっては、保管量の上限の計算書)
 - (6) 産業廃棄物処分等施設における処理工程図及びその処理工程において講ずる必要がある生活環境の保全のための措置を示す書類
 - (7) [条例第18条第1項第2号](#)に定める産業廃棄物処分等施設(埋立処分及び海洋投入処分を行う施設を除く。)にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (8) 産業廃棄物処分等施設の維持管理体制を示す書類、産業廃棄物処分等施設の点検の箇所及び点検の頻度を示す書類並びに産業廃棄物処理業者が帳簿に記載すべき事項を示す書類
 - (9) 産業廃棄物処分等施設を設置しようとする土地(以下「計画地」という。)の所有者(計画地に建築物その他の構造物がある場合であって、計画地の所有者以外の者が当該構造物の所有権を有するときは、その者を含む。)に対し、当該事業計画の説明を行った旨を証する書類
 - (10) 産業廃棄物処分等施設の設置に必要な関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
 - (11) 計画地の登記事項証明書及び計画地付近の土地の地籍図
 - (12) 計画地に建築物その他の構造物がある場合にあっては、当該構造物の登記事項証明書
 - (13) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(産業廃棄物処分等施設に係る説明会等計画書の記載事項)
- 第10条 [条例第19条](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の説明会等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) [条例第22条第1項](#)の規定による閲覧(以下この条から第12条まで及び第15条において「閲覧」という。)の計画に関する次に掲げる事項
 - ア 閲覧の場所、期間及び時間帯
 - イ 閲覧の場所等の周知方法
 - (3) [条例第23条第1項](#)の規定による説明会の開催の計画に関する次に掲げる事項
 - ア 説明会の開催の場所及び日時
 - イ 説明会に出席する担当者の人数
 - ウ 説明会の周知方法
 - (4) [条例第24条](#)の意見書(以下「意見書」という。)の提出先及び提出方法
 - (5) [条例第22条第1項](#)に規定する関係地域(以下「関係地域」という。)の範囲及び特定の根拠(事業計画書等の提出の告示等)
- 第11条 [条例第20条](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 閲覧の場所、期間及び時間帯
- 2 [条例第20条](#)の規則で定める書類は、第9条第2項各号に掲げる書類とする。
(事業計画書の閲覧)
- 第12条 [条例第22条第1項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。
- (1) 計画地及び計画地に隣接する土地が所在する地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の区域
 - (2) 前号の区域を特定することができない場合にあっては、計画地及び計画地に隣接する土地が所在する街区(住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号に規定する街区をいう。)の区域
 - (3) 前2号の区域を特定することができない場合にあっては、計画地に隣接する土地及び当該土地に及ぶ影響と同程度の生活環境上の影響が及ぶと市長が認める土地の区域
 - (4) [条例第18条第1項第2号](#)に定める産業廃棄物処分等施設(法第15条第1項の許可を要するものに限る。)にあっては、事業計画書提出者が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について行った調査の対象地域及び前号の区域
- 2 [条例第22条第1項](#)の規則で定める者(以下「関係住民」という。)は、次に掲げる者とする。
- (1) 関係地域内の土地の所有者、管理者又は占有者
 - (2) 関係地域内において農業を経営する者
 - (3) 関係地域内の事業所等に勤務する者
 - (4) 計画地からの排水(雨水又は生活排水を除く。)が流入する水域又は水路(第1次流入先に限る。)の水利権者
- 3 [条例第22条第2項](#)([条例第31条第2項](#)並びに[第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による周知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。
- (1) 印刷物の配布
 - (2) 産業廃棄物処分等施設の設置予定場所及び関係地域内の公共施設における掲示
 - (3) 日刊新聞紙への掲載
 - (4) その他市長が適当と認める方法
- 4 [条例第22条第2項](#)の規定による周知は、次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 閲覧の場所、期間及び時間帯
- (3) [条例第24条](#)の規定により関係住民が意見書を提出することができること及び[条例第25条](#)の規定により当該意見書に対する見解が事業計画書提出者から書面で示されること。
(説明会の開催等)

第13条 事業計画書提出者は、[条例第23条第1項](#)の規定による説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。

2 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画の内容を平易に記載した資料を用いて説明するとともに、[条例第24条](#)の意見書の提出及び[条例第25条](#)の意見書に対する見解(以下「見解」という。)の提示についても説明しなければならない。

3 事業計画書提出者は、説明会において、関係住民からの質問に対し、誠実に対応するものとする。

4 [条例第23条第2項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規定による周知については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(意見書に対する見解の提示)

第14条 見解を記載した書面には、当該見解を補足するために必要な資料を添付しなければならない。

(説明会等報告書の記載事項)

第15条 [条例第26条](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 閲覧の期間、場所及び周知方法並びに閲覧した関係住民の数

(3) 説明会の開催日時、場所及び周知方法

(4) 説明会に参加した関係住民の数及び事業計画書提出者側の主な出席者

(5) 説明会を開催することができなかつた場合にあっては、その理由及び事業計画の内容を周知した方法

(6) 意見書の提出期間、提出された意見書の数及び意見の要旨

(7) 見解の要旨

(8) その他市長が必要と認める事項

2 [条例第26条](#)の説明会等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の議事録

(3) 説明会を開催することができなかつた場合にあっては、事業計画の内容の周知のために使用した資料

(4) 意見書の写し

(5) 見解を記載した書面の写し

(説明会等報告書に対する市長の意見の提出期間)

第16条 [条例第27条第1項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規則で定める期間は、説明会等報告書の提出を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までの間とする。

ただし、[条例第27条第2項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くときは、当該意見の聴取に必要であると市長が認める期間を加えた期間とする。

2 市長は、[条例第27条第2項](#)([条例第30条第2項](#)並びに[第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くときは、説明会等報告書の提出を受けた日の翌日から起算して14日以内に、前条ただし書の期間を定め、事業計画書提出者にこれを通知するものとする。

(修正事業計画書に添付する書類)

第17条 [条例第28条](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の修正事業計画書には、第9条第2項各号に掲げる書類のうち事業計画書の修正に伴いその内容が修正されるものを添付しなければならない。この場合においては、第5条第3項の規定を準用する。

(修正事業計画書等の提出の告示等)

第18条 [条例第29条](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の告示については、第11条第1項の規定を準用する。

2 [条例第29条](#)の規則で定める書類は、次に掲げる書類の写しとする。

(1) 事業計画書及び[条例第21条第1項](#)の市長の意見を記載した書類

(2) 説明会等報告書及び[条例第27条第1項](#)の市長の意見を記載した書類

(修正事業計画書の変更の勧告の告示)

第19条 [条例第30条第3項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 勧告の内容及び勧告に伴い市長が指導し、又は助言した内容

(修正事業計画書の閲覧)

第20条 [条例第31条第1項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、第18条第2項各号に掲げる書類とする。

(事業計画書の変更の届出)

第21条 [条例第33条第1項](#)([条例第38条第1項](#)及び[第2項](#)において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

- (2) 変更する事業計画の内容
- 2 前項の届出書には、当該変更に係る内容を補足するために必要な資料を添付しなければならない。
- 3 [条例第33条第2項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の通知は、[条例第33条第1項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の届出があった日から30日以内に行うものとする。
- (説明会等計画書の変更の届出)
- 第22条 [条例第34条第1項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した説明会等計画変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。
- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 変更する説明会等の内容
- 2 前項の届出については、前条第2項の規定を準用する。
- 3 [条例第34条第2項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の通知については、前条第3項の規定を準用する。
- (修正事業計画書の変更の届出)
- 第23条 [条例第35条第1項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した修正事業計画変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。
- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 変更する修正事業計画の内容
- 2 前項の届出については、第21条第2項の規定を準用する。
- 3 [条例第35条第2項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の通知については、第21条第3項の規定を準用する。
- (事業計画の廃止届出の告示)
- 第24条 [条例第36条第1項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画廃止届出書を市長に提出することにより行わなければならない。
- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 廃止の理由
- 2 [条例第36条第2項](#) ([条例第38条第1項](#) 及び [第2項](#) において準用する場合を含む。)の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 廃止届出のあった年月日
- (事業計画書の提出等の手続が必要な変更の届出)
- 第25条 [条例第38条第2項](#)の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 産業廃棄物処分等施設における産業廃棄物の処理能力(産業廃棄物の保管の用に供する施設にあっては、保管容量)が増強される変更
- (2) 生活環境に影響を及ぼす範囲が拡大し、又は移動すると認められる変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活環境への負荷が増大し、又は増大するおそれがあると認められる変更
- (書類の提出部数等)
- 第26条 法、[条例](#)及びこの規則の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1通及び副本2通([条例第4条第1項](#) 及び [第2項](#)、[第5条並びに第6条](#)の規定により提出する書類にあっては、正本1通及び副本1通)とする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、[条例](#)及びこの規則の規定により提出された書類の追加提出を求めることができる。
- (届出書等の様式)
- 第27条 [条例](#)及びこの規則に規定する届出書等の様式は、環境部長が定める。
- (委任)
- 第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。
- 附 則
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。